

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和4年2月16日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
田中技建（株）	岩手県九戸郡野田村	R3.3.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第564条	高さ2メートル以上の箇所で足場の解体作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R3.3.9送検
（株）三陸板金工業所	岩手県宮古市	R3.6.17	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレート屋根上で作業を行わせる際に、踏み抜きによる危険防止措置を講じていなかったもの	R3.6.17送検
（株）高田組	岩手県二戸市	R3.8.18	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R3.8.18送検
佐々木林業土木（株）	岩手県遠野市	R3.9.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐倒作業を行う際に、あらかじめ、退避する場所を選定させなかったもの	R3.9.3送検
（有）なめしだや給油所	岩手県奥州市	R3.9.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R3.9.14送検
（有）丸義工務所	岩手県盛岡市	R4.1.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.1.6送検
黒武工業（株）	岩手県宮古市	R4.2.16	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3	車両系荷役運搬機械を用いて作業を行わせる際に、あらかじめ作業計画を定めていなかったもの	R4.2.16送検